

平成28年度 第19回庁議要旨

日時：平成29年1月10日（火）

午前9時～午前10時10分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻信用金庫、(株)七十七銀行及び石巻商工信用組合との包括連携に関する協定締結について (復興政策部)

平成27年12月に「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策、雇用の確保、人材育成等に向けて、計画に位置付けられた各種事業を実施し、検証・評価を行うPDCAサイクルの確立に向け取り組んでいるところであるが、今後、地方創生を推進していく上で金融機関との連携が求められており、その中で石巻信用金庫、(株)七十七銀行及び石巻商工信用組合から包括連携に関する協定締結について申出があったもの。

金融機関と包括連携協定を締結することで、これまで以上の連携に努め、金融機関が持つ専門的な知見や、行政とは異なる独自の地域情報やネットワークを活かし、地方創生に向けたより実効性の高い取組を推進するもの。

(1) 主な内容

包括連携に関する協定

①連携事項

- ア 創業及び企業誘致の支援に関すること
- イ 地元企業の支援に関すること
- ウ 人口減少対策に関すること
- エ 移住・地元定着支援に関すること
- オ その他地方創生の推進に関すること

②協定締結期間

1年間（1年毎に自動更新）

(2) 今後の予定

平成29年1月12日 石巻信用金庫との包括連携に関する協定締結式

1月 下旬 (株)七十七銀行及び石巻商工信用組合との包括連携協定締結式

2 石巻市地域おこし協力隊の設置について (復興政策部)

近年「都会を離れて地方で生活したい」「地域社会に貢献したい」など、都市部の人達から地方が注目されており、それらの人材を人口減少や高齢化等の著しい地方において積極的に受け入れ、地域活動を行ってもらいながら、定住・定着を図ることを目的として、国において「地域おこし協力隊制度」を創設している。

地域振興及び地域活性化に資する市外の人材を積極的に受け入れながら、本市への定住・定着を図るため、国の制度を活用した「石巻市地域おこし協力隊」を設置するもの。

(1) 主な内容

① 設置の目的

地域振興及び地域活性化に資する市外の人材を積極的に受け入れながら、本市への定住・定着を図るため、石巻市地域おこし協力隊を設置する。

② 活動内容

農林水産業、観光振興、地域包括ケア、地域活性化、地域間交流及び移住促進等に関する業務への就労を行う。

③ 隊員の要件

以下の要件を全て満たす者とする。

ア 三大都市圏内の都市地域又は政令指定都市に住民票を有する者とする。

イ 地域活性化に意欲があり、本市に定住する意思のある者とする。

ウ 生活の拠点及び住民票を本市に移す意思のある者とする。

④ 委嘱期間

原則1年以内（3年まで延長が可能）

⑤ 隊員の処遇、支援等

資格、活動内容等に応じて、謝礼の支払や必要な支援等を行う。

⑥ 本市の役割

隊員の活動に関する総合調整及び住民等への周知を行う。

⑦ 募集方法及び定員等

ア 29年度は、右腕プログラム（※）の仕組みを活用。

イ 対象分野は、観光振興、地域包括ケア、農林漁業者の六次産業化及び地域の活性化。

ウ 募集定員は、6名とする。（上記イの地域の活性化以外の各分野1名ずつ、地域の活性化として3地域（雄勝、北上、牡鹿）に1名ずつ）

エ 募集定員を超えた場合には、書類審査、面接により選考とする。

※右腕プログラムとは、NPO法人ETIC.が実施する起業者育成のプログラムであり、地域事業者の右腕として従事し、地域で起業する人材を育成するもの。

(2) 今後の予定

平成29年4月 石巻市地域おこし協力隊設置要綱、石巻市地域おこし協力隊補助金交付要綱
施行、地域おこし協力隊受入事業者募集

平成29年7月 地域おこし協力隊員募集

3 消費税率引上げ延期に係る制度適用期限延長及び制度導入時期延期について（財務部）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、消費税率引上げの実施時期が平成31年10月1日に延期された。

消費税率引上げの実施時期の変更に対応した所要の規定の整備を行うものとして、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することとしたもの。

また、消費税率引上げの実施時期の延期に伴い、法人市民税法人税割の税率改正及び自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能割の導入時期も延期し、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

消費税率引上げの実施時期の変更に伴って制度の適用期限及び導入時期を下表のとおりに変更する。

税の種類	変更前	変更後
(1) 個人住民税関係	～平成31年6月30日まで	～平成33年12月31日まで
(2) 法人市民税関係	平成29年4月1日以後に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
(3) 自動車税関係	平成29年4月1日から開始	平成31年10月1日から開始

(参考：制度変更概要)

①個人住民税関係（個人住民税の住宅借入金特別税額控除）

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から引き切れなかった額がある場合は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される。

【控除限度額】

ア 平成26年3月31日まで入居した場合：97,500円

イ 平成26年4月1日から平成33年12月31日まで入居した場合：136,500円

②法人市民税関係

消費税率の引上げに伴い、法人税割の税率を11.1%から7.4%へ改正する。

※税率引下げ相当分の税収額は地方交付税の財源とされ、地方団体へ配分される。

③自動車税関係

自動車取得税の廃止に伴い、自動車税及び軽自動車税に燃費基準値達成度に応じた環境性能割を導入する。

(2) 今後の予定

平成29年 2月 市議会第1回定例会に「石巻市市税条例等の一部を改正する条例」を提案。
(施行予定日は公布の日)

平成31年10月 消費税率引上げ（予定）

4 石巻市三輪田中老人憩の家の無償譲渡について（河北総合支所、福祉部）

三輪田中老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和60年度に建設され、これまで主に三輪田中地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地域住民を中心として組織する三輪田中老人憩の家管理運営委員会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について地元の説明した結果、同委員会から当該施設の無償譲渡に関する要望書が提出された。

当該施設を三輪田中老人憩の家管理運営委員会（地縁団体として三輪田中区自治会）に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

【無償譲渡する施設の概要】

- | | |
|----------|--|
| ① 住所 | 石巻市三輪田字馬場上3番地 |
| ② 設置年月 | 昭和60年12月（築30年） |
| ③ 土地 | 面積 316.13㎡（民有地） |
| ④ 建物構造 | 木造平屋 床面積 125.03㎡ |
| ⑤ 施設内容 | ホール（24帖）、和室（12帖）、調理室（10帖）
ステージ、トイレ、倉庫 |
| ⑥ 譲渡の相手方 | 三輪田中区自治会 代表者 茂木忠昭 |
| ⑦ 評価額 | 925千円 |

※参考

- | | |
|---------|---|
| ①年間利用者数 | 延べ1,080人（平成27年度） |
| ②年間維持費 | 平成27年度 129,435円（電気・水道・ガス・灯油代等） |
| ③建設事業費 | 9,550千円 財源内訳 補助金 2,500千円
寄附金 4,550千円
一般財源 2,500千円 |

(2) 今後の予定

平成29年2月 市議会第1回定例会へ「石巻市老人憩の家条例」の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（石巻市三輪田中老人憩の家の廃止：平成29年4月1日施行予定）

3月 当該施設を普通財産として所管換え、市有財産譲渡契約の締結

4月 三輪田中区自治会へ無償譲渡

5 普通財産貸付けの特例における減免期間延長について（産業部、総務部）

市有財産の有効活用を図るため、企業立地等促進条例に定める事業所に対して貸付料を減免することにより、本市への企業誘致が促進され、地域産業の振興と雇用機会創出の拡大が図られる。

貸付料減免期間については平成35年度を限度としたが、産業用地の供給に相当の期間を要しており、本制度の利用が短期間となる状況にある。

また、立地時期により特例期間の活用が最大限利用できないため、復興事業の進捗状況により減免期間の延長が必要となる。

平成26年4月1日から平成36年3月31日までと期間を定めた特例期間を5年間延長することにより、既存企業の復旧支援並びに新たな企業誘致が促進される。

(1) 主な内容

石巻市企業立地等促進条例第5条に規定する指定企業者に対して貸し付ける場合に行う軽減措置の期限を延長するもの。

① 変更前：平成26年4月1日から平成36年3月31日

② 変更後：平成26年4月1日から平成41年3月31日

※特例期間については、既に適用を受けている事業者も含め10年間を限度とし、特に市長が必要と認めた場合はその期間とする。

(2) 今後の予定

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」を提案（施行予定年月日：平成29年4月1日）

【産業用地の整備・供給スケジュール】

事業名	事業完了年度	産業用地面積 (ha)	供給開始
上釜南部地区土地区画整理	平成31年度（予定）	28.2	事業完了後
下釜南部地区土地区画整理	平成31年度（予定）	16.9	事業完了後
湊西地区土地区画整理	平成32年度（予定）	25.3	事業完了後
須江産業用地	平成28年度	15.5	平成28年4月
不動町産業用地	平成28年度	1.7	平成29年1月
トゥモロービジネスタウン	—	13.1	平成30年度～ (一部供用開始)

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について （復興政策部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。

今後1年以内に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。

(1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、行政庁舎等の10施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。

NO	施設名称	変更後	変更前
1	荻浜支所	H27. 1. 7～H30. 6. 30	H27. 1. 7～H29. 3. 31
2	開成地区臨時交番	H26. 3. 15～H32. 3. 14	H26. 3. 15～H29. 3. 14
3	鹿島道路株式会社北日本支社作業員宿舎	H26. 4. 27～H31. 4. 26	H26. 4. 27～H29. 4. 26
4	鮎川郵便局	H26. 1. 16～H29. 9. 30	H26. 1. 16～H29. 1. 15
5	復興作業員仮設寄宿舍	H26. 5. 23～H30. 5. 22	H26. 5. 23～H29. 5. 22
6	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～H33. 3. 31	H26. 9. 18～H29. 9. 17
7	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～H33. 3. 31	H26. 9. 18～H29. 9. 17
8	若生工業株式会社作業員寄宿舍	H27. 2. 22～H30. 2. 21	H27. 2. 22～H29. 2. 21
9	株式会社不動テトラ作業員寄宿舍	H27. 4. 28～H31. 4. 27	H27. 4. 28～H29. 4. 27
10	宮城県東部土木事務所	H27. 4. 1～H30. 3. 31	H27. 4. 1～H29. 3. 31

(2) 今後の予定

特になし

2 渡波保育所及び雄勝保育所の開所について（福祉部、雄勝総合支所）

東日本大震災で被災した渡波保育所及び雄勝保育所については、それぞれ移転・再建工事が完了し、平成29年4月の開所に向けて準備を行っている。

保育所を復旧し、再開することで、保護者の就労支援と子育て支援の充実、待機児童の縮減を図るものである。

(1) 主な内容

平成29年4月に開所する保育所の概要

施設名称	石巻市立渡波保育所	石巻市立雄勝保育所
設置場所	さくら町三丁目14番地	雄勝町小島字和田123番地
定員	70人	20人
敷地面積	3,509.29 m ²	2,768.86 m ²
延床面積	1,007.00 m ²	588.77 m ²
完成（検査）	平成28年11月	平成28年12月
備考	・現在の（仮設）渡波保育所の定員及び利用児童は60人 ・子育て支援センターを併設	・子育て支援センターを併設

(2) 今後の予定

平成29年2月 市議会第1回定例会「石巻市保育所条例の一部を改正する条例」を提案

4月 石巻市立渡波保育所及び雄勝保育所 開所

[その他]

・第23回石巻地区2市1町特別職・管理職員等研修会について総務部より説明

以上